

# 働く

t-rodo@asahi.com

金曜掲載

## 職場のホン・ネ

## 意思疎通しない師長

病院で看護師をしています。師長がスタッフとコミュニケーションをとらずせず、本来は連携すべき医師さんも師長を避けるようになってしましました。患者さんの巡回も、退院に立ち会うこともできません。査定面談でも、年間目標について助言や評価は一切せず、「うん、わかった」のみ。5分で終わります。

ご投稿は連絡先を明記して〒104-8011朝日新聞経済部労働チームまで。ファックス03-5541-8428、メールt-rodo@asahi.com、ツイッターは@asahi\_hataraku

# 授業後の掃除 ただ働き

## 学習塾・私大女子学生(22)のケース

## 事例と対策

ブラックバイト

2

今回は学習塾でのバイト体験を取り上げます。授業以外の時間はただ働きの「コマ給」にはどんな対策を取れば?

都内の私大女子学生(22)は、2013年夏までの2年間、大手フランチャイズ系の個別指導塾で講師をしていました。

給料は授業1コマ(90分)1800円。だが、授業後にはトイレ掃除などの「ただ働き」を室長に命じられた。床や窓、机や文机のマットまで、担当は講師同士のじんけんで決めた。さうのその後、室長へ

その日の授業の報告。「ダラダラと、全部で1時間くらいかかった」授業開始の10分前には来るよう定められていたが、

東北地方にある同様の個別指導塾でバイトをしている40代の男性は、授業1コマ(90分)ごとに給料が支払われ、1対1の指導なら

過去に教育業界は未経験で経営しているようだ」と不思が募る。(足田多揚)



- 義務的な授業前後の雑務や研修は、賃金を払わないこと違法
- そもそも辞める自由がある。辞める2週間前までに退職届を内容証明郵便で
- 一人でも入れる労働組合に頼る手も。労基署に行くなら給与明細などの証拠を持って

# 意味、サクサク

多種多様な辞書・事典・情報を集めた無料事典サイト

時事問題、ニュースもわかる  
ネット百科事典

**コトバンク**

コトバンク

検索

朝日新聞社

## 給与明細やタイムカード用意を

笠置裕亮弁護士(横浜法律事務所)



塾の室長が「この仕事を」と指示したら、その分の賃金を払わなければ違法です。授業後のカリキュラム作成やトイレ掃除などもこれに当たります。研修も、参加が義務なら賃金を払わなければなりませんし、たとえ強制されなくても、参加しないと時給を上げないと、労働基準監督署に相談にいった方がいい強まります。

対策の一つは、1人でも入れる「個別指導塾ユニオン」などに加わること。労働組合が適用され、塾側が交渉拒否すれば一発で違法です。近くにない場合は「ブラック企業被害対策弁護団」の各地の相談窓口に電話する手もあります。

指導塾を辞めさせない例も多いようですが、残念ながらなかなか動かない。給与明細や就業規則、タイムカードなどの書類を用意することを定めており、それを大きく超えた届け出期間を設けるのは違法です。そもそも労働実態が虚偽チラシなどと違えばすぐ辞められます。

「退職届は受け取っていない」などと主張し、無断欠勤扱いにするブラック企業もあります。退職届は、第三者がどん詮郵便で送ったか証明してくれる「内容